

平成 29 年度

広島県免許法認定講習  
(特別支援学校教育)

実 施 要 項

広島県教育委員会  
広島市教育委員会



# 平成 29 年度広島県免許法認定講習（特別支援学校教育）実施要項

## 1 目 的

特別支援学校の教職員，小・中学校の特別支援教育担当教職員及びこれからこれらの教育に携わろうとする教職員に特別支援学校教諭の普通免許状（一種・二種）を取得させ，現職教職員の資質向上を図ることを目的とする。

## 2 主 催

広島県教育委員会  
広島市教育委員会

## 3 開設科目，定員，期間及び会場

取得対象 免許状 (領域)	免許法施行規則に定める科目区分等		開設する科目等		定員 (名)	期 間	会 場
	科 目	各科目に含める必要事項	科 目	中心となる領域 含む領域			
特別支援学校教諭 一種・二種 免許状	(第1欄) 特別支援教育の基礎 理論に関する科目		特別支援教育 の基礎理論 (H29)		180	8月17日(木) ～ 8月18日(金)	広島市立大学 小ホール
特別支援学校教諭 一種・二種 免許状 (視覚障害者)	(第2欄) 特別支援教育領域に 関する科目	心身に障害のある幼 児，児童又は生徒の 心理，生理及び病理 に関する科目	視覚障害者の 心理，生理 及び病理 (H29)	視覚障害者	90	8月22日(火) ～ 8月23日(水)	広島市 総合福祉センター
特別支援学校教諭 一種・二種 免許状 (聴覚障害者)	(第2欄) 特別支援教育領域に 関する科目	心身に障害のある幼 児，児童又は生徒の 心理，生理及び病理 に関する科目	聴覚障害者の 心理，生理 及び病理 (H29)	聴覚障害者	90	8月9日(水) ～ 8月10日(木)	広島県庁 講堂
特別支援学校教諭 一種・二種 免許状 (知的障害者)	(第2欄) 特別支援教育領域に 関する科目	心身に障害のある幼 児，児童又は生徒の 心理，生理及び病理 に関する科目	知的障害者の 心理，生理 及び病理 (H29)	知的障害者	180	8月22日(火) ～ 8月23日(水)	広島市立大学 小ホール
特別支援学校教諭 一種・二種 免許状 (知的障害者)	(第2欄) 特別支援教育領域に 関する科目	心身に障害のある幼 児，児童又は生徒の 教育課程及び指導法 に関する科目	知的障害者の 教育課程 及び指導法 (H29)	知的障害者	180	8月7日(月) ～ 8月8日(火)	広島市立大学 小ホール
特別支援学校教諭 一種・二種 免許状 (肢体不自由者)	(第2欄) 特別支援教育領域に 関する科目	心身に障害のある幼 児，児童又は生徒の 心理，生理及び病理 に関する科目	肢体不自由者 の心理，生 理及び病理 (H29)	肢体不自由者	180	7月25日(火) ～ 7月26日(水)	広島市立大学 小ホール
特別支援学校教諭 一種・二種 免許状 (病弱者)	(第2欄) 特別支援教育領域に 関する科目	心身に障害のある幼 児，児童又は生徒の 心理，生理及び病理 に関する科目	病弱者の心理， 生理及び病理 (H29)	病弱者	90	8月17日(木) ～ 8月18日(金)	広島市中区地域 福祉センター 大会議室
特別支援学校教諭 一種・二種 免許状 (視覚障害者) (聴覚障害者) (知的障害者) (肢体不自由者) (病弱者)	(第3欄) 免許状に定められる こととなる特別支援 教育領域以外の領域 に関する科目	心身に障害のある幼 児，児童又は生徒の 心理，生理及び病理 に関する科目 心身に障害のある幼 児，児童又は生徒の 教育課程及び指導法 に関する科目	重複・LD等の 心理と指導法 (H29)	重複・LD等領域  視覚障害者，聴覚障 害者，知的障害者， 肢体不自由者，病弱 者	180	8月7日(月) ・ 8月21日(月)	8月7日(月) サテライトキャンパス ひろしま 大講義室 ・ 8月21日(月) 広島大学総合科学部 K107 講義室

### 【会場の所在地】

- 広島市立大学 広島市安佐南区大塚東三丁目4-1
- 広島市総合福祉センター 広島市南区松原町5-1 (BIG FRONT ひろしま 5・6階)
- 広島県庁 広島市中区基町10-52
- 広島市中区地域福祉センター 広島市中区大手町四丁目1-1 (大手町平和ビル内)
- サテライトキャンパスひろしま 広島市中区大手町一丁目5-3 (広島県民文化センター内)
- 広島大学総合科学部 東広島市鏡山一丁目7-1

## 4 日 程

時 間	9:15	9:30	11:00	11:15	12:45	13:45	15:15	15:30	17:00
第 1 日	受付	オリエンテーション	講義 1	休憩	講義 2	昼食	講義 3	休憩	講義 4
第 2 日	受付		講義 5	休憩	講義 6	昼食	講義 7	休憩	講義 8
講習最終日	試験又はレポート								

※第3欄「重複・LD等の心理と指導法 (H29)」のみ、第1日目と第2日目のそれぞれで試験又はレポートを行います。

## 5 講 師

科 目	講 師	所 属 職 名
特別支援教育の基礎理論 (H29)	落合 俊郎	大和大学教育学部教育学科 教授
視覚障害者の心理, 生理及び病理 (H29)	氏間 和仁	広島大学大学院教育学研究科 准教授
聴覚障害者の心理, 生理及び病理 (H29)	林田 真志	広島大学大学院教育学研究科 准教授
知的障害者の心理, 生理及び病理 (H29)	若松 昭彦	広島大学大学院教育学研究科 教授
知的障害者の教育課程及び指導法 (H29)	竹林地 毅	広島大学大学院教育学研究科 准教授
肢体不自由者の心理, 生理及び病理 (H29)	一木 薫	福岡教育大学特別支援教育講座 教授
病弱者の心理, 生理及び病理 (H29)	滝川 国芳	東洋大学文学部教育学科 教授
重複・LD等の心理と指導法 (H29)	川合 紀宗	広島大学大学院教育学研究科 教授
	船橋 篤彦	広島大学大学院教育学研究科 講師

## 6 受講資格

幼稚園, 小学校, 中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を保有し, 特別支援学校に勤務する教職員, 小・中学校の特別支援教育担当教職員及びこれからこれらの教育に携わろうとする教職員のうち, 特別支援学校教諭普通免許状 (一種・二種) の取得を希望する者とする。

ただし, 次に該当するものは受講を認めない。

- ① 広島県外に勤務する教職員
- ② 受講申込時及び受講時において長期研修等派遣中の者, 産休, 育休, 病休及び休職者等学校に勤務していない者
- ③ 研修のみを目的とする者

## 7 単位の認定方法及び免許状の取得

- (1) 各科目とも、当該単位の課程として定められた授業時間の5分の4以上出席し、試験又はレポート等による成績審査に合格した者に1単位を授与する。
- (2) 二種免許状取得には、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の普通免許状取得後、教員（助教諭を含む）としての在職年数3年以上が必要であり、かつ、教育職員免許法施行規則第7条に定める第1欄、第3欄に掲げる科目をそれぞれ1単位以上及び第2欄に掲げる科目を1又は2単位以上修得し、合計6単位の修得が必要である。
- (3) 一種免許状取得には、二種免許状取得後、取得しようとする領域の特別支援学校の教員としての在職年数が3年以上必要であり、かつ、第2欄に掲げる科目をそれぞれ1又は2単位以上及び第3欄に掲げる科目を1単位以上修得し、合計6単位の修得が必要である。
- (4) 特別支援学校教諭の免許状を取得する場合の最低在職年数、「特別支援教育に関する科目」の必修科目及び最低修得単位数の一覧は次の表のとおりである。

			二種免許状					一種免許状							
			幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の普通免許状取得後、教員（教諭及び講師）として					二種免許状取得後、取得しようとする領域の特別支援学校の教員（教諭及び講師）として							
最低在職年数			3年					3年							
最低修得単位数			幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の普通免許状取得後の単位として					二種免許状取得後の単位として							
			6単位					6単位							
免許状の領域			視覚	聴覚	知的	肢体不自由	病弱	視覚	聴覚	知的	肢体不自由	病弱			
中心となる領域及び各科目に含める必要事項	第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		●	●	●	●	●	○	○	○	○	○		
	第2欄	特別支援教育領域に関する科目	視覚	心身に障害のある幼児、児童及び生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下、「心理等に関する科目」という。）	●	○	○	○	○	●	○	○	○	○	
				心身に障害のある幼児、児童及び生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下、「教育課程等に関する科目」という。）	●	○	○	○	○	●	○	○	○	○	
			聴覚	心理等に関する科目	○	●	○	○	○	○	●	○	○	○	○
				教育課程等に関する科目	○	●	○	○	○	○	●	○	○	○	○
			知的	心理等に関する科目	○	○	●	○	○	○	○	●	○	○	○
				教育課程等に関する科目	○	○	●	○	○	○	○	○	●	○	○
			肢体	心理等に関する科目	○	○	○	●	○	○	○	○	○	●	○
				教育課程等に関する科目	○	○	○	●	○	○	○	○	○	●	○
	病弱	心理等に関する科目	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	●		
		教育課程等に関する科目	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	●		
	第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	重複・LD等領域〔含む領域として〕（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者）	心理等に関する科目	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			教育課程等に関する科目	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

※●…各領域の免許状を取得するための必修科目の単位

○…どの科目の単位を取得してもよい。

※必修科目を含め、同じ領域・科目を受講して複数の単位を修得することができる。

（例：第1欄「特別支援教育の基礎理論に関する科目」を異なる年度に2回修得すれば2単位とする。）

(5) 知的障害者・肢体不自由者・病弱者の特別支援教育領域について

ア 平成 19 から 22 年度まで「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」を含む科目としていたが、平成 23 年度からは「心理等に関する科目」と「教育課程等に関する科目」を別々に開設することとする。

イ 「心理等に関する科目」又は「教育課程等に関する科目」どちらか一方のみの単位を修得しただけでは、当該特別支援教育領域を定めた免許状を取得することはできません。

【例①】平成 23 年度開設科目「知的障害者の理解と支援」の単位を修得した場合

知的の領域を定めた免許状を取得するためには、平成 24 年度開設科目「知的障害の教育課程と授業法」を修得する必要がある。

開設年度	平成 23 年度	平成 24 年度
科目名	知的障害者の理解と支援	知的障害教育の教育課程と授業法
各科目に含める必要事項	心理等に関する科目	教育課程等に関する科目

ウ 「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」を含む単位を修得している場合は、当該領域の「心理等に関する科目」と「教育課程等に関する科目」の両方を 1 単位で修得したことになります。なお、2 単位修得したことにはなりませんので注意してください。

【例②】平成 22 年度開設科目「知的障害者教育概論」の単位を修得している場合

↓  
知的の領域の「心理等に関する科目」と「教育課程等に関する科目」の両方を 1 単位で修得したことになる。

開設年度	平成 22 年度
科目名	知的障害者教育概論
各科目に含める必要事項	心理等に関する科目 教育課程等に関する科目

## 8 受講申込

(1) 広島県内の市町立学校に勤務している場合

別紙申込書様式の「平成 29 年度広島県免許法認定講習（特別支援学校教育）申込書」及び「平成 29 年度広島県免許法認定講習（特別支援学校教育）受講決定通知書及び受講票」に必要事項を記入の上、校長に提出し、校長の承認を受けること。

校長は、申込書等を取りまとめて所管の市町教育委員会に提出すること。

市町教育委員会は、各学校から提出された申込書等を取りまとめるとともに、別紙「認定講習受講申込一覧」を作成し、広島県教育委員会事務局教育部特別支援教育課へ平成 29 年 6 月 7 日（水）（必着）までに提出すること。

なお、「認定講習受講申込一覧」についてはメールで提出すること。

（提出先 tokushikyoku@pref.hiroshima.lg.jp）

(2) 広島県立学校に勤務している場合

別紙申込書様式の「平成 29 年度広島県免許法認定講習（特別支援学校教育）申込書」及び「平成 29 年度広島県免許法認定講習（特別支援学校教育）受講決定通知書及び受講票」に必要事項を記入の上、校長に提出し、校長の承認を受けること。

校長は、申込書等を取りまとめ、別紙「認定講習受講申込一覧」を作成し、申込書、受講決定通知書及び受講票とともに広島県教育委員会事務局教育部特別支援教育課へ平成 29 年 5 月 31 日（水）（必着）までに提出すること。

なお、「認定講習受講申込一覧」についてはメールで提出すること。

（提出先 tokushikyoku@pref.hiroshima.lg.jp）

(3) 広島県内の公立学校以外の学校に勤務している場合

別紙申込書様式の「平成 29 年度広島県免許法認定講習（特別支援学校教育）申込書」及び「平成 29 年度広島県免許法認定講習（特別支援学校教育）受講決定通知書及び受講票」に必要事項を記入し、校長の承認を受け、返信用封筒（返信先の郵便番号・住所・氏名を記入した長 3 号封筒に 82 円分の切手を貼付）を同封して、広島県教育委員会事務局教育部特別支援教育課（〒730-8514 広島市中区基町 9 番 42 号）宛てに、「広島県免許法認定講習申込み」と朱書きをし、平成 29 年 6 月 7 日（水）（必着）までに本人が直接申し込むこと。

## 9 受講者の決定

- (1) 会場の収容人員等の都合により、定員を超えた場合は受講を許可しないことがある。
- (2) 受講の許可にあたっては、広島県立特別支援学校教諭で当該領域の二種免許状未取得者を優先する。
- (3) 受講の可否の通知は、広島県内の市町立学校に勤務している者に対しては、所管の市町教育委員会を通じて行う。広島県立学校に勤務している者又は広島県内の公立学校以外の学校に勤務している者に対しては、校長を通じて行う。

## 10 その他

- (1) 教育職員で、その有する相当の免許状が二種免許状である者は、一種免許状の取得に努めること。
- (2) 受講希望者は、できるだけ複数の科目を申し込むなど、計画的かつ集中的に単位を修得すること。
- (3) 受講申込みから受講決定までに、やむを得ない事情で受講できないことが明らかになった場合、広島県内の市町立学校に勤務している者にあつては、校長を通じて速やかに所管の市町教育委員会に連絡し、市町教育委員会は速やかに広島県教育委員会事務局教育部特別支援教育課へ連絡すること。広島県立学校又は広島県内の公立学校以外の学校に勤務している者にあつては、校長を通じて速やかに広島県教育委員会事務局教育部特別支援教育課へ連絡すること。
- (4) 受講決定後に欠席することが明らかになった場合は、市町立学校に勤務する者にあつては所管の市町教育委員会を通じて、また県立学校に勤務する者にあつては校長を通じて、別紙様式による「受講辞退届」を広島県教育委員会事務局教育部特別支援教育課へ提出すること。
- (5) 受講の際は、「受講決定通知書及び受講票」、印鑑及び 82 円切手を必ず持参すること。  
(その他、受講する科目によっては、持参物をお願いすることがあります。)
- (6) 受講の際の服装に留意すること。また、遅刻した場合は、必ず担当者の許可を受けてから受講すること。早退する場合も同様の手続きを行うこと。
- (7) 宿泊先、昼食は各自で手配すること。
- (8) 受講者用の駐車場は確保していないので、公共交通機関を利用すること。  
なお、車いすで移動するなど公共交通機関での移動が困難で、自家用車を利用したい者はあらかじめ県の教育委員会へ問い合わせること。  
※事前の連絡なく、会場に駐車しないこと。会場管理者からの求めに応じ、講義中であっても車を移動していただきます。
- (9) 公立学校に勤務する受講希望者は、教育公務員特例法第 22 条第 2 項の規定による研修として職務専念義務の免除の承認を受けようとするときは、各自で手続きを行うこと。

- (10) 広島県内の学校に勤務する教職員で、広島県以外の中国・四国地方の認定講習の受講を希望する者は、各県ごとに申込みの締切り日等が異なるので、そのことに留意し、申し込もうとする県の教育委員会に問い合わせること。

## 11 問い合わせ先

- (1) 認定講習の実施に関すること

広島県教育委員会事務局教育部特別支援教育課管理係 TEL (082) 513-4981

- (2) 免許状申請に関すること

広島県教育委員会事務局管理部教職員課企画調整係 TEL (082) 513-4921

なお、申請に関しては広島県教育委員会の次のホームページも参照すること。

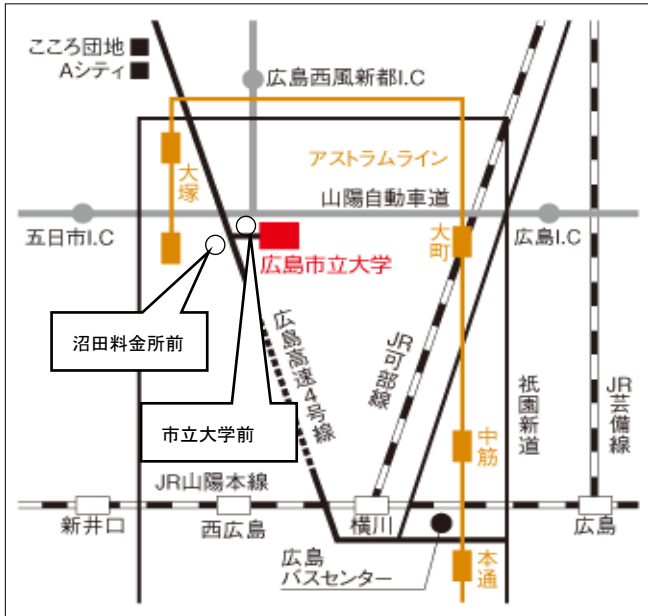
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/O4file/O4file-menkyo-beppyou7.html>



【会場へのアクセス】

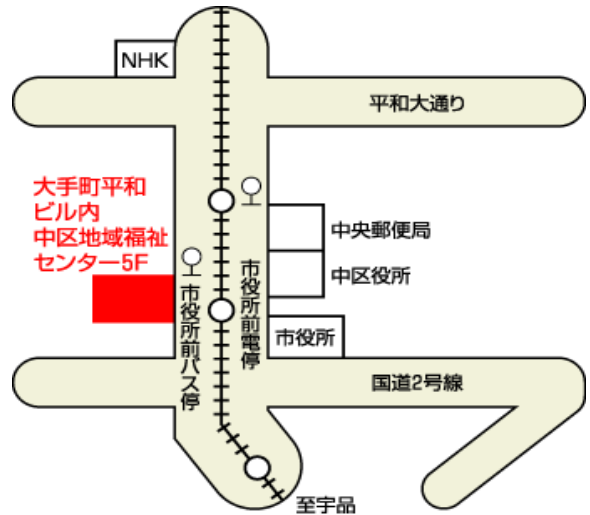
- 広島市立大学  
広島市安佐南区大塚東三丁目4-1

〔バス〕 沼田料金所前バス停から徒歩8分  
市立大学前バス停すぐ



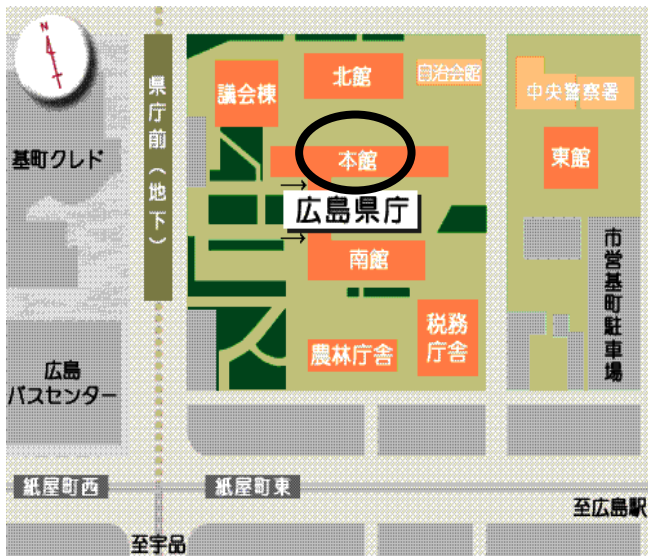
- 広島市中区地域福祉センター  
広島市中区大手町四丁目1-1  
(大手町平和ビル内)

〔広島電鉄〕 市役所前電停すぐ  
〔バス〕 市役所前バス停すぐ



- 広島県庁  
広島市中区基町 10-52

〔広島電鉄〕 紙屋町東電停すぐ  
〔アストラムライン〕 県庁前駅すぐ  
〔バス〕 「紙屋町」バス停又は「バスセンター」すぐ



- 広島市総合福祉センター  
広島市南区松原町 5-1  
(BIG FRONT ひろしま 5・6階)

〔JR〕 広島駅南口から徒歩3分



●サテライトキャンパスひろしま  
 広島市中区大手町一丁目5-3  
 (広島県民文化センター内)

広島バスセンターから徒歩3分  
 [広島電鉄]「本通」又は「紙屋町西」電停から  
 徒歩3分  
 [広電バス]「本通」又は「紙屋町」バス停から  
 徒歩3分  
 [アストラムライン] 本通駅から徒歩3分



●広島大学総合科学部K107 講義室  
 東広島市鏡山一丁目7-1

①JR西条駅又は八本松駅から  
 [芸陽バス] 広大西口バス停から徒歩2分  
 ②JR広島駅又は広島バスセンターから  
 [高速バス] 広大西口バス停から徒歩2分



※受講者用の駐車場は確保していないので、公共交通機関を利用すること。

## 平成 29 年度広島県免許法認定講習（特別支援学校教育）申込書

平成 29 年 月 日

受講希望科目 * 受講を希望する科目名の右の欄に○を記入する。	特別支援教育の基礎理論 (H29)	知的障害者の教育課程及び指導法 (H29)					
	視覚障害者の心理, 生理及び病理 (H29)	肢体不自由者の心理, 生理及び病理 (H29)					
	聴覚障害者の心理, 生理及び病理 (H29)	病弱者の心理, 生理及び病理 (H29)					
	知的障害者の心理, 生理及び病理 (H29)	重複・LD等の心理と指導法 (H29)					
ふりがな 申込者氏名	印	職名	昭和・平成 年 月 日生				
現住所							
勤務校名等	● 立 学校 ●電話番号 ( )						
*該当する場合( )に○を記入する。	● ( ) 臨時的任用職員 ( ) 特別支援学級担任及び通級による指導担当教員						
所有する免許状	● (盲・聾・養護) 学校教諭 (専修・一種・二種) 免許状 ● 特別支援学校教諭免許状 (専修・一種・二種) 免許状 (視・聴・知・肢・病)						
取得希望領域 *( )内の該当するものを○で囲む。	● 特別支援学校教諭免許状 (一種・二種) 免許状 (視・聴・知・肢・病)						
備考	点字・拡大資料 その他 ( ) の必要有り						
単位修得状況 (平成 28 年度まで) * <u>一種免許状取得希望の場合, 二種免許状取得後の修得単位を記入する。</u>	●平成 18 年度以前の単位修得状況						
	区分	特殊教育に関する科目	免許校種	単位数			
	第1欄	教育の基礎理論に関する科目	盲学校				
			聾学校				
養護学校							
盲・聾・養共通 (H18 実施)							
第2欄	心身に障害のある幼児, 児童又は生徒の心理, 生理及び病理に関する科目	盲学校					
		聾学校					
		養護学校					
第3欄	心身に障害のある幼児, 児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	盲学校					
		聾学校					
		養護学校					
*平成 19~28 年度の科目区分については, 「平成 19 年度以降の開設科目一覧」を参照。 *放送大学又は他の都道府県の認定講習等で修得した単位があれば「その他」欄に修得年度, 欄, 科目名を記入し, 修得単位数を ( ) で記入する。	●平成 19 年度以降の単位修得状況(15 ページを参照)						
	区分	科目区分	単位数	区分	科目区分	単位数	
	第1欄	特別支援教育		第2欄	肢体	心理	
		第2欄	視覚			心理 教育課程	教育課程
	聴覚				心理 教育課程	心理・教育課程	
			知的		心理 教育課程	病弱	心理 教育課程
	心理・教育課程				心理・教育課程		
	第3欄	重複・LD等			【広島県主催】		
				【広島大学主催】			
	その他						
所属長の承認	平成 29 年 月 日 平成 29 年度広島県免許法認定講習特別支援学校教育講座を受講することを承認します。 所属校・校長氏名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">職印</span>						

※「特別支援教育の基礎理論 (H29)」と「病弱者の心理, 生理及び病理 (H29)」は重複して申し込めません。

※「視覚障害者の心理, 生理及び病理 (H29)」と「知的障害者の心理, 生理及び病理 (H29)」は重複して申し込めません。

※「知的障害者の教育課程及び指導法 (H29)」と「重複・LD等の心理と指導法 (H29)」は重複して申し込めません。

平成 29 年度広島県免許法認定講習（特別支援学校教育）  
受講決定通知書及び受講票

受講者氏名	*	受講可否
勤務校名	* 立 学校	
受講科目名	*特別支援教育の基礎理論 (H29)	許可 (平 29 第 号) ・ 不許可
	*視覚障害者の心理, 生理及び病理 (H29)	許可 (平 29 第 号) ・ 不許可
	*聴覚障害者の心理, 生理及び病理 (H29)	許可 (平 29 第 号) ・ 不許可
	*知的障害者の心理, 生理及び病理 (H29)	許可 (平 29 第 号) ・ 不許可
	*知的障害者の教育課程及び指導法 (H29)	許可 (平 29 第 号) ・ 不許可
	*肢体不自由者の心理, 生理及び病理 (H29)	許可 (平 29 第 号) ・ 不許可
	*病弱者の心理, 生理及び病理 (H29)	許可 (平 29 第 号) ・ 不許可
	*重複・LD等の心理と指導法 (H29)	許可 (平 29 第 号) ・ 不許可
<p>平成 29 年 月 日</p> <p>広島県教育委員会事務局 教育部特別支援教育課長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">職印</span></p>		

- ※ 受講希望者は、\*印欄のみ記入し、太枠内には記入しないこと。
- ※ 「受講科目名」欄には、受講申込書の「受講希望科目」欄の右に○を付した科目と同じ科目名すべてに○を付すこと。
- ※ 「受講申込書」と「受講決定通知書及び受講票」は別葉とすること。
- ※ 「特別支援教育の基礎理論 (H29)」と「病弱者の心理, 生理及び病理 (H29)」は重複して申し込めません。
- ※ 「視覚障害者の心理, 生理及び病理 (H29)」と「知的障害者の心理, 生理及び病理 (H29)」は重複して申し込めません。
- ※ 「知的障害者の教育課程及び指導法 (H29)」と「重複・LD等の心理と指導法 (H29)」は重複して申し込めません。

平成 29 年度広島県免許法認定講習（特別支援学校教育）

受 講 辞 退 届

平成 29 年 月 日

広島県教育委員会事務局  
教育部特別支援教育課長 様

学校名  
職 名  
氏 名  
印

1 受講科目名（ ） 受講許可番号（ ）

2 欠席期間  
平成 29 年 月 日 ~ 平成 29 年 月 日

3 辞退理由

上記のとおり相違ありません。

平成 29 年 月 日

所属校・校長氏名

職印

受講希望科目 * 受講を希望する科目名の右の欄に○を記入する。	特別支援教育の基礎理論 (H29)	知的障害者の教育課程及び指導法 (H29)	○				
	視覚障害者の心理, 生理及び病理 (H29)	肢体不自由者の心理, 生理及び病理 (H29)					
	聴覚障害者の心理, 生理及び病理 (H29)	病弱者の心理, 生理及び病理 (H29)					
	知的障害者の心理, 生理及び病理 (H29)	重複・LD等の心理と指導法 (H29)	○				
ふりがな 申込者氏名	△△ △△ ○○ ○○ 印	職 名	教 諭				
		生年月日	昭和・平成 ○○年○○月○○日生				
現 住 所	○○市○○ ○丁目○番○○号						
勤 務 校 名 等	● ○○立 ○○学校 ●電話番号 ( )						
* 該当する場合 ( ) に○を記入する。	● ( ) 臨時的任用職員 ( ) 特別支援学級担任及び通級による指導担当教員						
所有する免許状	● (盲・聾・養護) 学校教諭 (専修・一種・二種) 免許状 ● 特別支援学校教諭免許状 (専修・一種・二種) 免許状 (視・聴・知・肢・病)						
取得希望領域 * ( ) 内の該当するものを○で囲む。	● 特別支援学校教諭免許状 (一種・二種) 免許状 (視・聴・知・肢・病)						
備 考	点字・拡大資料 その他 ( ) の必要有り						
単位修得状況 (平成 28 年度まで) * 一種免許状取得希望の場合、二種免許状取得後の修得単位を記入する。	● 平成 18 年度以前の単位修得状況						
	区分	特殊教育に関する科目	免許校種	単位数			
	第 1 欄	教育の基礎理論に関する科目	盲 学 校				
			聾 学 校				
養 護 学 校							
盲・聾・養共通 (H18 実施)							
第 2 欄	心身に障害のある幼児, 児童又は生徒の心理, 生理及び病理に関する科目	盲 学 校					
		聾 学 校					
		養 護 学 校					
第 3 欄	心身に障害のある幼児, 児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	盲 学 校					
		聾 学 校					
		養 護 学 校					
* 平成 19~28 年度の科目区分については、「平成 19 年度以降の開設科目一覧」を参照。 * 放送大学又は他の都道府県の認定講習等で修得した単位があれば「その他」欄に修得年度, 欄, 科目名を記入し, 修得単位数を ( ) で記入する。	● 平成 19 年度以降の単位修得状況 (15 ページを参照)						
	区分	科目区分	単位数	区分	科目区分	単位数	
	第 1 欄	特別支援教育	1	第 2 欄	肢体	心理	
	第 2 欄	視覚	心理				教育課程
教育課程					心理・教育課程		
聴覚		心理			病弱	心理	
	教育課程		教育課程				
第 3 欄	知的	心理		重複・LD等	心理・教育課程		
		教育課程	1		【広島県主催】		
		心理・教育課程			【広島大学主催】		
その他	H21 ○○県, 1 欄,	○○○○総論 (1)					
	H24 ○○県, 2 欄,	○○○○概論 (1)					
所属長の承認	平成 29 年 月 日 平成 29 年度広島県免許法認定講習特別支援学校教育講座を受講することを承認します。						
	所属校・校長氏名					職 印	

※「特別支援教育の基礎理論 (H29)」と「病弱者の心理, 生理及び病理 (H29)」は重複して申し込めません。

※「視覚障害者の心理, 生理及び病理 (H29)」と「知的障害者の心理, 生理及び病理 (H29)」は重複して申し込めません。

※「知的障害者の教育課程及び指導法 (H29)」と「重複・LD等の心理と指導法 (H29)」は重複して申し込めません。



平成29年度免許法認定講習受講申込一覧

記入例

整理番号	教育委員会	学校名	校種	氏名	職名	生年月日	臨時の任用職員 通級による指導担任及び 特別支援学級担任及び 通級による指導担任	H29申込						平成18年度以前の修得単位数						平成19年度以降の修得単位数						その他						
								第1欄		第2欄		第3欄		1種		2種		専修		第1欄		第2欄		第3欄			第1欄		第2欄		第3欄	
								視覚	聴覚	知的	知的	肢體	病弱	重複・LD等	視覚	聴覚	肢體	病弱	重複・LD等	視覚	聴覚	肢體	病弱	重複・LD等	視覚		聴覚	肢體	病弱	重複・LD等	視覚	聴覚

1	〇〇市	〇〇〇	小	広島太郎	教諭	S540321	〇	1	1	1	1	1															
2	〇〇市	〇〇〇	特支	広島花子	教諭	H011223	〇															1	1	1	1	1	
3																											
4																											
5																											
6																											
7																											
8																											
9																											
10																											
11																											
12																											
13																											
14																											
15																											
16																											
17																											
18																											
19																											
20																											
21																											
22																											
23																											
24																											
25																											

受講希望科目に「1」を記入。

保有している免許状に「〇」を記入。

修得している単位数を記入。

該当する場合は「〇」を記入。

放送大学、又は他の都道府県の認定講習等で修得している単位があれば、区分欄、科目名、単位数を記入。

申込書を基に記入してください。



